



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】「2024年問題」の労務管理対応③

2024年4月より一部猶予されていた業界にも時間外労働・休日労働（残業）の上限規制が適用されます。建設業や運輸交通業、医療業界でも「2024年問題」への取り組みが本格化します。

改正施行日に向けて連載で業界別に内容を取り上げていきます。第3回の今月号は運輸交通業（トラックドライバー）編です。

### 第3回 トラックドライバーの時間外労働の上限規制

【上限規制の原則】 1か月45時間、1年360時間、臨時的特別な事情がある場合でも1年 960 時間まで

トラックドライバーには原則的な上限規制に加えて「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が設けられており、4月よりあわせて改正されます。

改善基準告示	現行	改正（令和6年4月1日以降）
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 最大：3,400時間以内
1か月の拘束時間	原則：293時間以内 最大：320時間以内	原則：284時間以内 最大：310時間以内
1日の休息期間	継続8時間以上	継続11時間以上を基本とし、9時間を下回らない ・ 宿泊をとまなう長距離貨物運送の場合、週2回まで継続8時間以上が可能。休息が9時間を下回る場合は、一の運行終了後、継続12時間以上の休息を付与

## ！ ここがポイント

### ● その他の改善基準告示の規制

トラックドライバーの改善基準告示では、上記の基準に加えて、1日の拘束時間や連続運転時間についても制限が設けられています。（一部抜粋）

項目	内容
拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は、目安で週2回まで）
連続運転時間	・ 4時間以内（連続運転時間中に1回10分以上かつ合計で30分以上の休憩を付与） ・ 10分未満の運転中断は連続2回まで

## 労務Room Q & A

### Q

フリーランスや個人事業主として活動しているトラックドライバーには、改善基準告示は対象外ですか？

### A

フリーランスや個人事業主は、労働者ではないため、改善基準告示の直接の対象にはなりません。

しかし、道路交通法や貨物自動車運送事業法等の関連法令において、国土交通大臣の基準告示が示されており、そこで上記改善基準告示が引用されています。したがって実質的に改善基準告示を遵守する必要があります。

## 「送料無料」はタダじゃない

突然ですが問題です。前面の内容を踏まえて、次のトラック運転手のある1日の拘束時間と連続運転時間が「改善基準告示」に適合しているか回答してください。（※例外規定は考慮しないものとします）

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	1時間	5分	2.5時間	10分	1時間	15分	2時間	10分	1時間	20分	2時間	

答は「×」です。（運転開始後4時間以内に合計30分以上の休憩が付与されていない）

この問題は「運行管理者試験」に出題された過去問を一部アレンジしたものです。

平成2年に「物流二法」が制定された際、貨物運転者等の労務管理全般の業務を担うべく新設された国家資格が運行管理者でした。物流二法がアルセル（自由化）であれば、運行管理者がブレーキ（規制強化）の役割を期待されたわけですが、結果的に運輸業界は永らく規制緩和による競争の激化や多重下請け構造等の理由によって生産性の低迷に苦しんできました。そこへネット通販の急拡大と人口減少による労働力の不足・高齢化が重なり2024年問題が顕在化しました。

「送料無料」のボタンを疑問を感じることなくクリックしてきた私達は、物流のライフラインを支えるドライバーの声なき悲鳴に耳を傾けてこなかったこととなります。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

### 海苔 : のり

2月6日は海苔の日です。旧暦では1月1日にあたります。大宝律令が西暦701年の元旦に制定されたときに、税金のひとつとして海苔が登録されたことにちなんで決められました。

日本には30種類ほどの食用海苔が存在するそうです。おにぎりや手巻き寿司で使われるのはアマノリで、お好み焼きなどに振りかける青ノリは一重草と呼ばれる種類です。

懐かしいときの頼りになるランチといえば海苔弁ですが、最近は高級路線に乗り換えた海苔弁も見かけます。

時代の変化とはいえ、庶民も安心して相乗りできる存在であってほしいものです。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



白鳥の郷（千葉県印西市）

## 発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所